

議案第63号

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、留守家庭子ども会事業を取り巻く状況の変化に鑑み、同事業の名称を改める必要があるによる。

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例（平成18年福岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市放課後児童クラブ事業の実施に関する条例

第1条中「留守家庭子ども会事業」を「放課後児童クラブ事業」に改める。

第2条第3号中「留守家庭子ども会事業」を「放課後児童クラブ事業」に、「留守家庭子ども会及び留守家庭子どもクラブ（以下「子ども会」と総称する）」を「放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という）」に改める。

第3条の見出しを「（放課後児童クラブ事業の実施）」に改め、同条第1項中「留守家庭子ども会事業（以下「子ども会事業）」を「放課後児童クラブ事業（以下「児童クラブ事業）」に改め、同条第2項中「留守家庭子ども会」を「児童クラブ」に改め、「ものとし、留守家庭子どもクラブは、必要に応じて設置する」を削り、同条第3項中「子ども会」を「児童クラブ」に改める。

第4条中「子ども会」を「児童クラブ」に改める。

第5条及び第6条中「子ども会事業」を「児童クラブ事業」に改める。

第7条第1項中「子ども会」を「児童クラブ」に改める。

第8条第2号及び第10条中「子ども会事業」を「児童クラブ事業」に改める。

第11条第1項中「子ども会事業」を「児童クラブ事業」に、「子ども会に」を「児童クラブに」に改め、同条第3項中「子ども会」を「児童クラブ」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。